



図-1 異臭味苦情解明に関する手順

2. 原因究明の手順と発生予防の技術的フロー

(1) 異臭苦情の発生と状況調査票の作成

- ① 異臭苦情の内容確認を行う。
 - ➔できる限り本人から聞き取りを行う。間接的な聞き取りの場合もできるだけ正確に書き留める。
- ② その際にこちらで考える表現との一致性を押し付けない形で確認を行う。
- ③ 最後にこちらで適当と思われる表現を示して、臭気の特徴を再度確認する(防虫剤様臭気、消毒臭、石油臭、有機溶剤臭、カビ臭など)。
- ④ 苦情品の確認を行う。状態を写真に撮っておく。
- ⑤ 苦情品の容器包装の状態(開封か未開封か)の確認、また材質の表示についても記録する。
- ⑥ 原材料等表示の確認を行う。
- ⑦ ロット番号と同一ロット品(対照品)の確保の有無の確認を行う。
- ⑧ 苦情の発生状況(単発か複数発生か、発生の時期あるいは地域的な分散など)の確認を行う。

(2) 官能評価による判定

- ① 苦情品について、異臭に関する官能評価(密封した中でのおいの種類の判別)を行う。
- ② 対照品との比較による判定を行う。

(3) 機器による原因物質の検索

- ① 想定される物質についてヘッドスペース GC 法や固相マイクロ抽出(SPML)法などによる臭気物質ピークの検出と保持時間の確認を行う。
- ② GC-MS によるマススペクトルの確認を行う。
- ③ GC-MS ライブラリーサーチによる確認を行う。
- ④ 溶媒抽出法による特定物質の定量を行う(GCおよびGC-MSを用い、ppm濃度から、SIM-GCによりppbあるいはそれ以下の濃度まで測定が可能)。

(4) 原因の究明

- ① 公開されている既存データと比較する。
- ② 再現試験により苦情発生原因の究明を行う。